

○郡山市情報公開条例

平成 13 年 12 月 19 日

郡山市条例第 44 号

郡山市公文書公開条例(昭和 63 年郡山市条例第 7 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 公文書の開示(第 5 条—第 18 条)

第 3 章 審査請求

第 1 節 諮問等(第 18 条の 2—第 21 条)

第 2 節 情報公開審査会(第 22 条)

第 3 節 審査会の調査審議の手続等(第 23 条—第 29 条)

第 4 章 情報公開の総合的推進等(第 30 条・第 31 条)

第 5 章 雑則(第 32 条—第 38 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 [この条例](#)は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、市民の公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 規則で定める市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

ウ 市民の利用に供することを目的としているもの

(平 28 条例 70・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるよう[この条例](#)を解釈し、及び運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 [この条例](#)の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、[この条例](#)の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときはこれによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権者)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有するもの

(開示請求の手続等)

第6条 [前条](#)の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア [前条第2号](#)に掲げるもの そのものが市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ [前条第3号](#)に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ [前条第4号](#)に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

エ [前条第5号](#)に掲げるもの そのものが納税義務を有する税目及び納期

- (3) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるこ

とができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に[次の各号](#)のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国若しくは県の機関の指示により、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第2項若しくは第3項の基準により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。[次条第2項](#)において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の所属、職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公にすることにより、人の生命、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる情報

(平 14 条例 35・平 17 条例 5・平 19 条例 4・平 25 条例 28・平 27 条例 10・平 29 条例 44・一部改正)

(部分開示)

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に[前条第 2 号](#)の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、[同号](#)の情報に含まれないものとみなして、[前項](#)の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第 9 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報([第 7 条第 1 号](#)に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前 2 項の規定により開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、当該公文書に記録されている情報が第 7 条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第 12 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 15 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 13 条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 30 日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につきその期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 14 条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第 20 条及び第 21 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第 11 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 19 条及び第 20 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平 14 条例 35・平 17 条例 5・一部改正)

(開示の実施)

第 15 条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対してその開示請求に係る公文書を開示しなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る公文書を開示することにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、[第8条](#)の規定により公文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写した物により、当該公文書の開示を行うことができる。

(他の制度による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が[前条第2項](#)に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、[同項](#)の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を[前条第2項](#)の閲覧とみなして[前項](#)の規定を適用する。

(開示の中止等)

第17条 実施機関は、公文書の開示を受けるものが当該文書若しくは図画を汚損し、若しくは損傷し、若しくはそのおそれがあると認めた場合又は当該実施機関が定める方法により電磁的記録の開示を受ける者が当該電磁的記録を書き換えその他により損ない、若しくは消滅させ、若しくはそのおそれがあると認めた場合は、その者に対する当該開示を中止することができる。

2 実施機関は、[前項](#)の規定により開示の中止の措置をとったときは、別に期日を定めて当該開示を実施しなければならない。

(手数料等)

第18条 [第15条第2項](#)の規定により文書の写し等の交付によって公文書の開示を受けようとする者は、[別表](#)に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、[同項](#)の規定による閲覧に係る手数料は、徴収しない。

2 [前項本文](#)の手数料は、文書の写し等の交付を受ける際に納付しなければならない。

3 実施機関は、[第1項本文](#)の公文書の開示を受けようとする者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項各号に掲げる支援給付を受けている者

(3) その他特に必要があると認められる者

4 既納の手数料は、これを返還しない。

5 [第1項本文](#)の公文書の開示を受けようとする者は、[同項本文](#)の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用をあらかじめ納付して、交付を受けようとする文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、送付に要する費用は、別に定める方法により納付しなければならない。

(平28条例15・全改)

第3章 審査請求

(平28条例15・改称)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をいう。以下同じ。)については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

(平28条例15・追加)

(審査会への諮問等)

第 19 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、郡山市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下[この号](#)及び[第 21 条](#)において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 [前項](#)の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、[第 1 項](#)の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(平 28 条例 15・一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 [前条第 1 項](#)の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平 28 条例 15・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第 21 条 [第 14 条第 3 項](#)の規定は、[次の各号](#)のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平 28 条例 15・一部改正)

第 2 節 情報公開審査会

第 22 条 [第 19 条第 1 項](#)の規定による諮問に応じて調査審議を行わせるため、市長の附属機関として郡山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、[前項](#)の調査審議を行うほか、情報公開の推進に関する事項について実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員 5 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 3 節 審査会の調査審議の手続等

(審査会の調査権限)

第 23 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から[前項](#)の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 [第1項](#)及び[前項](#)に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平 28 条例 15・一部改正)

(意見の陳述)

第 24 条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下[この条](#)において「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 [前項本文](#)の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等(行政不服審査法第 4 条第 1 号に規定する処分庁等をいう。[第 5 項](#)において同じ。)を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる。

(平 28 条例 15・全改)

(意見書等の提出)

第 25 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平 28 条例 15・一部改正)

(委員による調査手続)

第 25 条の 2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、[第 23 条第 1 項](#)の規定により提示された公文書を閲覧させ、[同条第 4 項](#)の規定による調査をさせ、又は[第 24 条](#)の規定による口頭意見陳述を聴かせることができる。

(平 28 条例 15・追加)

(提出資料の写しの送付等)

第 26 条 審査会は、[第 23 条第 3 項](#)若しくは[第 4 項](#)又は[第 25 条](#)の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、[第 1 項](#)の規定による送付をし、又は[前項](#)の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、[第 2 項](#)の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(平 28 条例 15・全改)

(調査審議手続の非公開)

第 27 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(平 28 条例 15・一部改正)

(答申書の送付等)

第 28 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(平 28 条例 15・一部改正)

(委任)

第 29 条 [前節](#)及び[この節](#)に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 情報公開の総合的推進等

(情報公開の総合的推進)

第 30 条 市は、市民の市政への参加を促進するため、[この条例](#)に定める公文書の開示のほか、市民が必要とする市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、実施機関の保有する情報の公開に関する施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 31 条 実施機関は、その保有する情報の公開に関する制度の充実を図るため、法令等により義務付けられたもののほか情報の公表に関する制度を整備するよう努めるとともに、市政に関する情報を積極的に提供するため当該情報の内容の充実を図り、情報通信技術等を活用した多様な媒体による情報の提供を推進する等の情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。

2 実施機関は、情報の提供に関する施策の効果的な実施のため、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

第 5 章 雑則

(任意開示)

第 32 条 実施機関は、[第 5 条各号](#)に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があったとき又は[附則第 2 項](#)に規定する公文書以外の公文書について開示の申出があったときは、[第 2 章](#)の規定による公文書の開示に準じて当該公文書を開示するよう努めるものとする。

2 [第 18 条](#)の規定は、[前項](#)の規定により公文書を開示する場合について準用する。

(文書の管理)

第 33 条 実施機関は、[この条例](#)の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第 34 条 実施機関は、請求しようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第 35 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関が[この条例](#)の規定に基づき行う公文書の開示の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(出資等法人の情報公開)

第 36 条 次に掲げる法人(営利を目的とする法人を除く。)で規則で定めるものは、[この条例](#)の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市が基本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人

(2) [前号](#)に掲げる法人以外の法人で、その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有するもの

2 実施機関は、[前項](#)に規定する法人の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(平 17 条例 74・一部改正)

(指定管理者の情報公開)

第 37 条 指定管理者(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。)は、[この条例](#)の趣旨にのっとり、その保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、[前項](#)の指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(平 17 条例 74・追加)

(委任)

第 38 条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平 17 条例 74・旧第 37 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(適用範囲)

2 改正後の[郡山市情報公開条例](#)(以下「新条例」という。)の規定は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 昭和 63 年 7 月 1 日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 昭和 63 年 6 月 30 日以前に作成し、又は取得した公文書のうち、永久保存文書

(経過措置)

3 [この条例](#)の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の郡山市公文書公開条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、[新条例](#)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 [この条例](#)の施行の際現になされている旧条例の規定による決定についての不服申立てについては、[新条例](#)の規定による決定についての不服申立てとみなし、[新条例](#)に規定する不服申立てがあつた場合の手続を適用する。

5 旧条例第 14 条第 1 項の規定により置かれた郡山市公文書公開審査会([次項](#)において「旧審査会」という。)は、施行日において、[新条例第 22 条第 1 項](#)の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 [この条例](#)の施行の際現に旧条例第 14 条第 2 項の規定により委嘱された旧審査会の委員である者は、施行日に[新条例第 22 条第 4 項](#)の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、[新条例第 22 条第 5 項](#)の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年郡山市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(郡山市個人情報保護条例の一部改正)

8 [郡山市個人情報保護条例\(平成 6 年郡山市条例第 5 号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成 14 年郡山市条例第 35 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の郡山市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた公文書の開示請求について適用し、同日前にされた公文書の開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年郡山市条例第 5 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年郡山市条例第 74 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年郡山市条例第 4 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年郡山市条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年郡山市条例第 10 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年郡山市条例第 15 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(郡山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の郡山市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示決定等又は同日以後にされる開示請求に係る実施機関の不作為に係るものについて適用し、同日前にされた開示決定等又は同日前にされた開示請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年郡山市条例第 70 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長若しくは水道事業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道事業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例(以下「新条例」という。)の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の相当規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

3 旧条例の規定により市長又は水道事業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の相当規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則(平成 29 年郡山市条例第 44 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 18 条関係)

(平 28 条例 15・追加)

区分	単位	手数料
白黒印刷の場合	用紙 1 枚につき	10 円
カラー印刷の場合	用紙 1 枚につき	20 円

備考

- 1 文書の写し等の交付は、日本工業規格 A 列 4 番による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本工業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。

- 2 用紙の両面に印刷された文書の写し等を交付する場合には、片面を1枚として計算する。
- 3 市長以外の者に委託して文書の写し等を作成し、交付する場合における手数料の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 4 この表の区分以外のものの写し等の交付に係る手数料の額は、当該写し等の交付に要した費用の額とする。